

捕獲実施計画書

年度	振興局名	地域名
30	胆振	苫小牧市・厚真町苫東地域

【基本情報】

住所等	土地所有者	メッシュ番号
苫小牧市（静川、弁天） 厚真町（浜厚真）	株式会社苫東	シ061、シ062、 キ761、キ762、 キ763、キ764

【捕獲事業の目標】

苫東地域を含む苫小牧市と厚真町はシカによる交通事故発生件数が平成25年の123件から平成29年には172件に増加しており、特に平成28年から平成29年への増加が著しい。

苫東地域は地域個体群の重要な越冬地となっており、越冬期間中は周辺部森林内での樹皮剥ぎにとどまらず、交通障害など地域との軋轢が少なからず発生しているものの、平坦地が多く、銃器を使用した捕獲を禁止されている特定猟具使用禁止区域（銃）であるため、個体数調整による駆除はくくりわなによる方法に限定され、生息数を減少させるほどの捕獲数に至っていない。

従前の規模を超えるくくりわなによる捕獲に加え、起伏がある地形に限り、地形やシカの行動を把握し、適切かつ安全な銃器を使用した捕獲の進め方を確立させることを目標とする。

【地区の概況】

条 件	状 況
生 息 状 況	通年生息は確認されているが、当該箇所は越冬地でもあって、樹皮食いが広範囲に発生しており、定着個体に加え越冬個体も集中的に生息している。
地 形	ほとんどが平坦地であるが、起伏のある地形が一部存在する。
餌 資 源 量	夏期は草本生植物が豊富であるものの、冬期間は積雪が少ないものの、草本植生はなくなるため、餌資源は少ない。 広葉樹林があるため、その樹皮などでかろうじて生存できる程度である。
周 辺 環 境	希少動植物 希少猛禽類の営巣が見られる。
	人間活動 海岸沿いには港湾施設があり、内陸部には苫東地域に進出した企業があって、その関係者が市道や国道を利用して通勤しているほか、港湾から各地に貨物を運搬するトラックなど、交通量が多いところである。 また、苫東地域の弁天沼周辺部には耕作地も散在し、農業活動も行われている。
そ の 他	北海道有数の物流の拠点であり、通年、エリア内での交通量が多いため、シカとの接触事故が多発している。

別記第 4 号様式

【猟法・捕獲手法】

猟法（捕獲手法）	実施期間	場所	目標頭数	考え方
銃猟	12月～1月	静川	40	検討中
くくりわな	12月～2月	弁天、浜厚真	260	辻道に設置

【実施体制】

- ・捕獲事業について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する。
- ・事業計画や事後検証について、関係機関からなる調整会議を設置し、意見交換を行う。

区 分	内 容
銃猟	<p>モバイルカリング(市道弁天開拓線：市道弁天開拓線と道道上厚真苫小牧線との交差点から旧苫小牧地方環境監視センター分岐までの約 1.6 km の区間)</p> <p>1週間間隔で6回実施。</p> <p>時期は希少猛禽類の営巣・繁殖に影響を考慮して1月で終了する。</p>
くくりわな	<p>自動撮影カメラを予め多数設置し、シカの動きを把握した上で、シカ道沿いに餌を捲き、くくりわなを80基設置する。</p> <p>時期は厳冬期(12月～2月)とする。</p>

【関係法令、規制等】

規制内容	根拠法令等	概要	申請先	備考
捕獲規制	鳥獣の保護及び狩猟の適正化並びに管理に関する法律第14条の2第9項	従事者証交付	北海道知事	捕獲除外区域から苫東特定猟具使用禁止区域を除外
禁止行為	道路交通法第76条第4項4号及び第77条第1項	道路使用許可	苫小牧警察署長	道路上における禁止行為(発砲：金属片の発射)実施のため

【有効活用】

捕獲個体については可能な限り有効活用することを想定。食肉処理業者に引き渡すこととする。

区 分	対 象	主な搬出先	住 所
食肉活用	食肉に活用可能なもの	検討中	検討中
一般廃棄物	骨や皮等	検討中	検討中

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 位置図（苫小牧市・厚真町苫東地域）

